内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる　細野　豪志
内閣府特命担当大臣（金融）兼内閣府副大臣　帰朝につき内閣府副大臣（内閣官房（併）参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））に併任する　枝野　幸男
内閣府大臣官房（併）参事官（政策統括官（経済社会システム担当）付））　同　岡本　直樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上五月十四日）　岡　朋史
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　南　俊行
内閣官房国家戦略室室員を命ずる　井川　裕昌
内閣府大臣官房（併）参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））　同　岡本　直樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上五月十四日）　岡　朋史

郵政民営化委員会事務局

郵政民営化委員会事務局次長に併任する（内閣官房副長官補付））　清水　英雄
郵政民営化委員会事務局長に併任する　井川　裕昌
郵政民営化委員会事務局次長に併任する（内閣官房副長官補付））　南　俊行
郵政民営化委員会事務局次長に併任する（各通）　髙橋　文昭
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する（各通）　御厨屋　光弘
郵政民営化委員会事務局参事官の併任を解除する（以上五月八日）　奈良生　俊功

金融庁

願により本官を免ずる（五月十一日）　鈴木　秀彦

財務省

兼ねて北海道財務局理財部長を命ずる　（北海道財務局総務部長）　財務事務官　佐藤　秀明
兼ねて北海道財務局理財部次長を命ずる　（北海道財務局理財部長）　同　伊藤　憲昭
兼ねて東北財務局総務部長を命ずる　（北海道財務局理財部主計課長）　同　南　朝夫
願により本官を免ずる　（東北財務局秋田財務事務所長）　同　伊藤　修治
願により本官を免ずる（以上五月十一日）　（東北財務局総務部長）　同　松本　弥
（東北財務局秋田財務事務所長）　同　力石　祐穂

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、宮城県において開催された第十四回ＩＡＣＩＳ国際会議開会式に御臨席、併せて東日本大震災被災者を御訪問のため、五月十二日午後零時四十九分御出門、同県へ行幸啓、同月十三日午後八時十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、五月十五日パラグアイ国の独立記念日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第12条第１項の規定に基づき、平成24年度における中小企業診断士試験を次のとおり行うこととしたので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第２項の規定に基づき、公告する。

平成24年５月16日

経済産業大臣　枝野　幸男

Ⅰ．第１次試験

１　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

２　試験期日　平成24年８月４日（土曜日）及び平成24年８月５日（日曜日）

３　試験科目及び方法　第１次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。

なお、他の国家試験の合格者等又は平成22年度若しくは平成23年度の第１次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。

⑴　経済学・経済政策
⑵　財務・会計
⑶　企業経営理論
⑷　運営管理（オペレーション・マネジメント）
⑸　経営法務
⑹　経営情報システム
⑺　中小企業経営・中小企業政策

４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇の各地区

５　試験の実施に関する事務を行う機関　社団法人中小企業診断協会

６　受験手数料　13,000円

７　受験申込書等の交付

⑴　交付期間　平成24年５月16日（水曜日）から平成24年６月４日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　交付場所　次に掲げる社団法人又は一般社団法人

社団法人中小企業診断協会
（〒104―0061 東京都中央区銀座１―14―11　銀松ビル５階）

一般社団法人中小企業診断協会北海道
（〒060―0004 札幌市中央区北四条西６―１　毎日札幌会館４階）

一般社団法人東京都中小企業診断士協会
（〒104―0061 東京都中央区銀座２―10―18　東京都中小企業会館７階）

一般社団法人愛知県中小企業診断士協会
（〒450―0002 名古屋市中村区名駅３―21―７　名古屋三交ビル８階）

一般社団法人大阪府中小企業診断協会
（〒541―0054 大阪市中央区南本町４―３―６　大阪府商工会館５階）

一般社団法人広島県中小企業診断協会
（〒730―0012 広島市中区上八丁堀３―６　第２ウエノヤビル３階）

一般社団法人福岡県中小企業診断士協会
（〒812―0046 福岡市博多区吉塚本町９―15　財団法人福岡県中小企業振興センター10階）

⑶　郵送による受験申込書等の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）を用い、受験申込書等の送付を受ける先を明記して、140円分の郵便切手を貼りつけること。）を添えて、Ⅰの７⑵に掲げる社団法人又は一般社団法人の試験係宛て、平成24年５月16日（水曜日）から平成24年５月28日（月曜日）まで（必着）に請求すること。

８　受験申込書等の受付

⑴　受付の期間　平成24年５月16日（水曜日）から平成24年６月４日（月曜日）まで

⑵　受験申込みの方法　社団法人中小企業診断協会が交付する受験申込書（郵便振替振込用紙）に必要事項を記入のうえ、受験手数料をⅠの８⑴に掲げる受付の期間内に、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込むこと。

９　合格発表

⑴　第１次試験合格者　平成24年９月４日（火曜日）に、社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載するとともに、Ⅰの７⑵に掲げる社団法人又は一般社団法人において合格者の受験番号を掲示する。

また、第１次試験合格者には、社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士第１次試験合格証書を交付する。

⑵　科目合格者　平成24年９月４日（火曜日）に、社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。

また、科目合格者には、社団法人中小企業診断協会から科目合格通知書を交付する。

10　その他　試験の詳細については、受験申込書等と同時に交付する中小企業診断士第１次試験案内を参照すること。

Ⅱ．第２次試験

１　受験資格　平成23年度若しくは平成24年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。